

東アジアにおける氏名様態

— 中・日・韓の比較 —

招聘研究員 許 昌 福

はじめに

氏名は特定の記号として、人類社会に普遍的に存在している。国や地域、民族により、その表記法や含まれている意味も随分複雑で多様であるが、「個人の同一性を社会的に確定する機能」は同じである。人間は生まれてから、すでに社会化された人々の命名により、氏名をもってこの社会的記号システムに加入し、社会化し始めるのである。だから、氏名は単に個人に属するだけでなく、同時に共同体や社会全体に属するのである。氏名の数々には、その帰属されている社会の歴史、文化、価値観などが含まれており、また、人間の自然に対する認識も含まれている。氏名についての理解は、その国や民族の歴史や文化などについての理解でもある。

中国、日本、韓国は同じく東アジアの世界に属し、隣国として歴史的にも、文化的にも深い関わりを持っている。氏名においても同じことが言える。漢字文化と同じように、氏名文化も中国から朝鮮半島や日本に伝わり、漢字氏名、儒教思想など、いまだに人々に深く影響を与えている。しかし、古代から現代にいたるまでの長い年月の中で、歴史や文化の影響により、諸国の氏名事情も大いに変わり、その社会・文化などのあり方と関わって、各自の特徴を持つようになった。当小論では、中・日・韓三国の氏名の移り変わりの歴史などをたどりつつ、諸国の氏名様態を紹介し、その特徴を比較してみようと思う。

1、氏名という言葉

「氏名」を表わす言葉は、いうまでもなく各国では各自の言葉で表現する。中・日・韓の場合は同じ漢字文化圏に属しているという特殊性もあって、多くは漢字で表現するが、それぞれ異なる。

中国で氏名の意味として一番よく使われているのは「姓名」という言葉である。これは日本でも韓国でも同じで、フルネームを指す。しかし、日本でよく使う「氏名」という表現は使わない。また「姓」の意味として、中国では「姓氏」という書き言葉がよく使われている。たとえば、会議参加者名簿などで上下関係をあらわしにくい場合、「以姓氏筆画為序」(姓の漢字の画数をもって順とす)というふうに使われている。ここでの「姓氏」は「姓」のことであり、氏名でいう「氏」のことである。また、中国ではよく「名字」という言葉を使うが、日本の名字とは違う意味を持つ。日本の名字とは主に氏名の「氏」の部分指すが、中国の「名字」は主に氏名の「名」の部分指すのであって、日本語での「名前」の意味に近い。

実は姓と氏とは古代中国では別のものであったが、だんだん区別しなくなって、一緒になったのである。また、名も字も別のもので、古代人は名のほかに字や号も持っていた。

日本では姓の意味として、「名字」、「苗字」、「氏」などが使われているが、どちらも「姓」の意で、学校などでは「名字」、法律では

「氏」を使っている。「みょうじ」を「名字」にするかそれとも「苗字」にするかについては、いろいろ議論されてきたが、日本の姓名研究の第一人者ともいわれる丹羽基二氏は苗字という表記が適当であると指摘している。名字というのは、中世に武士たちの授けられた封土との関係でできたもので、単なる家の呼称として用いる場合は、やはり子孫、後継者という意味の「苗」字を含んだ苗字のほうがふさわしいという考えである。同じ意味の多様な表現は面倒で混乱を起こしやすいが、氏名の「このような表記の複雑さは、名字の成り立ちを探る一つの手がかりになる」と武光誠氏は指摘している。

韓国でも同じく「姓名」という表現を使うが、いまは漢字の使用は極端に少なく、ほとんどハングルで表記している。その敬称として「姓銜」(ションナム)「姓氏」(ションシ)という言葉もよく使われている。日本語の名前の意味としては「イルム」という発音のハングルを使う。

以上のように、中・日・韓三国では、いろいろな言葉で氏名を表現し、「同じく家族関係にあることを表わす標識であっても、呼び名がこのように異なっているところに家族や血縁に対する考え方のちがいがあがる。」(吉田光男)

当文では説明に必要な歴史での特別な表現を除く、すべてフルネームの場合は「氏名」、苗字の場合は「姓」、名前の場合は「名」と表記する。

2、中国—長い伝統と開放的な姓

1. 膨大な人口と同姓同名現象

中国人の氏名について考える場合、まず頭に浮かんでくるのは、おそらく世界一の膨大な人口のことであろう。2000年、中国で行った第五次センサスによると、中国大陸の人口は12億6千5百万人にのぼり、香港やマカオ、

台湾地域を合わせると13億近くにも達している。これほど多い人口にはいったいどれぐらいの姓があるだろうか。時代や調査統計の方法などによって数字が違いますが、宋の時代に編集し、現在でもよく知られている『百家姓』には、姓を4字句の文に仕立てているが、複姓も含めて5百ぐらい集録されている。また、1978年北京など七大都市について行われた氏名調査では、2,587という結果が出た。1996年に出版された『中華姓氏大辞典』(袁義達など編集)には、中国古代から現代に至るまでの各民族の諸姓を集め、総数11,969にも達している。ただ、中には今は使われていない姓や、多くの少数民族の姓も含まれているので、全人口の92%近くを占めている漢民族が常用している姓はわずか500種ぐらいしかないと言われている。統計によると、李姓だけでも8,700万人を越え、中国の五大姓と言われている李、王、張、劉、陳姓をあわせると、3億5千万人を越えている。

中国の氏名は主に一字の姓に、一字か二字の名からなっている。命名の時、姓は決まっているので、変化はこの名の一字か二字の組み合わせの工夫によるしかない。中国の名に使う字数は、だいたい3,350ぐらいと言われているが、よく使われているのは500前後に集中していて、選択肢が少ないので、数多い同姓氏名ができ、社会問題にもなるほどである。

中国の同名同氏問題は、昔からあった。清の汪祖輝が『旧唐書』から『明史』までの歴史書を調べて編集した『九史同姓名録』には、10,812個の同姓同名が集録され、関係人物は30,000人にも及んだのである。それも歴史典籍に載せるような人物だけの数である。

人口の増加も同姓同名を増やしている。調査によると、天津市内に、1955年には54名の「張穎」がいたが、1972年には191名、1989年には2,130名もいたという。ちなみに、北京には4,000人を越える「張穎」と4,500人ぐらいの「張力」がいると言われている。

同姓同名現象は社会にもいろいろな影響を与えている。たとえば、人との交流の中で、思いも寄らない誤解を招いたり、戸籍管理、医療機関、郵便配達、銀行口座の開設、インターネットアカウント名の登録、場合によっては犯罪者確定などにも影響が出かねない。同姓同名を減少しようと、人々は二文字名や父母の姓をあわせた復姓採用などを提唱しているが、いまだに根本的な解決策を案じ出していない。

2. 歴史の中での氏と姓

中国では姓のことを姓氏とも言い、主に父系血縁集団を意味する。ここでの姓と氏は並列的な存在ではなく、主に姓を指し、氏は既に本来の意味をなくしている。実は、秦・漢の時代までは姓と氏は別のものであった。

社会システムの記号の一種として、氏名は社会構造が大きな変革を迎える時には、その形式や意味などもそれに伴って変わってくる。氏・姓の成り立ちから合一までの歩みもまさにそのとおりであった。

上古、姓は同一の祖先に出自し、同一の祖神を信奉する血縁集団を指していた。姓の成り立ちは、母系制社会の段階にまで遡る。当時、人間は群婚の状態にあり、『呂氏春秋』でいう「昔太古其の民母を知りて父を知らず」であった。しかし、近親相姦タブーが存在し、近親結婚を避けるためには、血縁関係を表わす特殊な表記が必要になった。これで姓というものが出来たと思われる。つまり、姓の本来のもつ機能は、血縁関係を区別することであり、「同姓不婚」のタブーを守るためには、お互いに姓をはっきりすることが前提であったのである。

姓の呼称は主にトーテムや部族の名及び地名などと関係があると研究者たちは指摘している。

中国の古典『詩経』の『大雅・生民』篇に姓とトーテムの関係について、伝説的なことが書かれている。炎帝の後、姜嫄には息子が

ないので、神様を祭って、子をくれるようにと祈願した。ある日、彼女は大きな足跡を踏み、全身に震いを感じて孕んだ。生まれた子は後稷と呼ばれ、周人の祖先になった。

ここで言う大きな足跡は実は大熊の足跡であった。これによって、周の人々は熊をトーテムにし、姫を姓にした。姫という字は「女」と「臣」からなっており、「女」字を選んだのは姜嫄が生んだからで、「臣」字を選んだのはその形が熊の足跡に似ているからだと孫作云氏は指摘している。伝説とは言え、ここではトーテムと姓との密接な関係を端的に表している。また、殷の始祖説話にも、簡狄が玄鳥の卵を飲んで妊み、契を生んだのでこれを祀り、姓を子（卵）にしたとある。まさに「生に困りて以って姓を賜う」のである。人間が動物や植物のトーテムを姓にした背景には、当時の「父知らず」の母系社会の特徴が現れている。また中国上古の姓には、姫、嬀、姜など「女偏」の字が多いのも母系社会の影響と思われる。

また、部族社会では、地名を姓にする場合も多い。炎帝が姜水に生まれたので、子孫は姜を姓にし、舜は姚墟に生まれたので、子孫を姚姓にした。実はこの姜、姚などは当地の水名、地名だけでなく、部族の名でもあったと思われる。部族が自分の居住地を名称としているのは古代部族の通例である。

社会の発展や子孫の繁栄によって、部族内の人口がだんだん増え、移動、職業の分化、叛乱など、さまざまな原因で一部族から分岐して多くの子部族が生まれ、それにつけた呼び名がいわゆる「氏」である。もし姓を木の幹としたら、氏は枝にあたる。すなわち、「姓は、其の祖考のよって出づる所を統べる。氏は、其の子孫のよって分かれる所を別ける」（『通鑑・外紀』）

最初、氏の名も子部族メンバー全体のものであったが、個々の家庭ができ、貧富の差が始め、社会は父権家族社会に移ることに

よって、少数の豊かになった家庭は、部族内部の貴族になり、特権階級になった。もともと共同で選んだはずの首領も個別的貴族になり、家族も世襲になった。これらの人は部族の代表となり、氏つまり部族の名称も少数特権階層のものになってしまった。この段階になると、姓はただ血縁関係をあらわすものになり、氏が身分や地位の象徴になった。

氏と姓の役割について、南宋の鄭樵は、「三代の前、姓氏は分かれて二となる。男子は氏を称し、婦人は姓を称す。氏の貴賤を別ける所以は、貴者は氏有り、賤者は名有りて氏無し」と述べている。また、姓と氏は婚姻可否の指標にもなった。姓が違う場合、氏が同じでも結婚ができ、氏が違って姓が同じ場合は、結婚できない。「同姓不婚」という規制は、古代から厳しく強調され、ずっと後世にまで引き続き、いまでも韓国などにその影響が見える。ただ、今の姓は氏と混同し、母系ではなく父系血筋を絆としている。

氏の呼称は、部族のトーテム、居住地や封地、官職や爵位、先祖の諡、職業、本人の字などに関係がある。姓がわりあい安定しているのに対して、氏の変化は常にあるものである。場合によっては、親子、兄弟も違う氏をもっていたり、同じ人物が何回も氏が変わる場合がある。戦国時代有名な政治家商鞅は衛国の人なので、姓は姫、また国を氏にしたので衛鞅と呼ばれた。それに、彼は衛国公室の子孫なので、公孫氏とも呼ばれた。秦に着くと、商君に封じられたので、その邑を氏にし、商鞅と呼ばれていた。つまり一人が三氏を持っているわけである。

しかし、漢の時代になると、姓と氏は混同し始め区別できなくなった。司馬遷の編集した『史記』には、すでに姓と氏を混同し、孔子のことを「姓孔氏」と書いてある。実は、孔子は姫姓で、孔氏であるはずであった。姓と氏の合一により、もともとの姓・氏・名(字・号)という姓名の表記形式が、姓・名

(字・号)という形になり、漢の時代には完全に固定した。姓・氏合一からすでに二千年を経ち、その間には、王朝の交替や、民族の融合も度々あったが、しかし、全体としては、中国の姓氏は基本的には大きな変化はなかったといえよう。実は、今の漢民族のほとんどの姓は秦・漢以前の「氏」から来ている。

3. 夫婦別姓と親子の姓

中国と日本の氏名現象を比較する場合、一番目立つのは中国の「夫婦別姓」と日本の「夫婦同氏」のことであろう。中国では夫婦だけでなく、親子も別姓になりうる。

1981年1月1日施行の『中華人民共和国婚姻法』の第三章第14条には「夫婦双方はそれぞれ自己の姓を使用する権利がある」とある。つまり、強要ではなく、夫婦お互いに自主的あるいは協議で別姓、同姓、冠姓を選択することができるわけである。実は、この条は早くも1950年の婚姻法にも明記されている。

また、同章の第22条には「子女は父姓に従うことができ、母姓に従うこともできる」とある。実際には、子供は父姓や母姓だけでなく、第三の姓を選択することもできる。つまり、子供の出生登録をする時、親は名だけでなく、姓も自由に選択してつけることができるのである。

『姓名と人生』での例であるが、幼稚園に通っている双子の氏名は、それぞれ張楊と楊張であった。父が張姓で、母が楊姓なので、それぞれの姓を合わせてできた絶妙な命名の例である。

極端な例もある。『楊子晩報』には次のような記事が載ったことがある。蘇州市のある家庭は、生まれた子供に「点」という姓を付けた。この「点」は、父の姓でも母の姓でもなく、一家がいろいろ検討した結果である。中国は一人っ子政策なので、時には父母、祖父母六人合わせて一人の子供という状況もある。この家庭の場合、父母、祖母、母方の祖母とも違う姓だったので、母方の祖父の提案

により、「点」という姓を付け、戸籍登録をしたのである。

しかし、中国の氏名の歴史を振り返ってみた場合、氏名についての観念がこんなに開放的になったのもそれほど遠い昔のことではない。もともと、中国の伝統的な宗族観念では、「男尊女卑」の思想が強く、父姓不変の原則が固く守られ、父の姓が子に伝わるのが鉄則であった。いわゆる「伝宗接代」というのも、先祖の血筋は子を通じて後世に残し、子孫代代繋いでゆくことを言っている。親から受け継いだ姓は、終生変えては行けないばかりでなく、これを子孫に伝える義務があるとしていた。「不孝有三、無後為大」(不孝行為として三つあるが、一番大きい不孝は後裔のないこと)という熟語からも、その一斑が見える。儒教の影響で、中国では「孝」をとっても重要視し、「不孝」と言われるのははなはだ恥辱なことであった。それが、今のように開放的になったのも、時代の発展にもよるが、もっと大きかったのは、新民主主義革命を経て、新しい中国が誕生し、封建的思想の徹底的批判や社会主義道徳の提唱が行われたからだと思われる。

3、本貫や族譜が主導する韓国の氏名

1. 独特な「本貫」制度と「族譜」

中・日・韓三国の中で、姓の数が一番少ないのが韓国である。1985年のセンサスによれば、4,000万人の人口に対しての姓の数はわずか274しかないといわれている。29万あるとされる日本の姓の数わずか1,000分の1たらずである。その中で、一番多いのは金、李、朴3姓で、統計によると金氏が一番多く、約877万人で、全人口の22%を占め、李氏約599万人、朴氏約344万人と、この3姓だけでも、全世代の45%を占めている。よく言われている「ソウルの南山の上から石を一個投げると、必ず金か李か朴かだれかに当たる」という冗

談話からもこの3姓人口の多さがわかる。もしそれに、崔氏や鄭氏を加えると、この5姓だけで、韓国全人口の半分以上を占めることになる。

姓の数がこんなに少なく、それにいくつか集中していると、多くの人が親族関係にあるのではないかと思われるが、決してそうではない。韓国には姓のほかに本貫(ポンガン)というのがある。貫は略して本(ボン)とも言うが、主に氏族や始祖の発祥地名を指し、金海金氏、慶州金氏、慶州崔氏、安東権氏などのように、姓と合わせて父系血統を表す。だから、同じ姓を持っていても、本貫が違えば父系血縁関係をもたない他族とされる。たとえば、金海金氏と慶州金氏は同じ金氏でありながら本貫が違うので同族として扱わない。「同姓同本」であってこそ、本当の同族になるのである。

もとより、韓国では、夫婦別姓で男女とも婚姻による「姓・本」が変わることはない。もし夫婦が結婚して両親と一緒に生活する場合、少なくとも一家には三つの姓か本貫を有することになる。また、従来からの父系血統主義に基づき、韓国民法では、子は父の姓と本貫を継ぐことを規定している。

この点同じく夫婦別姓であっても、子供が自由に姓を選択できる中国とは大いに違う。

本貫の制度は高麗時代以後に始まり、「地方の豪族が当時の郡県制のもとで地域別に階層的に編成されてゆく過程でだいに定着し始めた」(伊藤亜人)といわれているが、それが今も引き続き役割を果たしている。

2. 「同姓不婚」と「異姓不養」

これは実は中国に由来する言葉である。かつて、古代中国では封建的宗族思想の影響で、男系の血統を維持するため「同姓娶らず」「異姓不養」を主張していた。父系親族である同姓不婚は近親相姦タブーの延長としてとらえ、その違反は近親相姦と同様だと思われていた。この思想がいまだに韓国に根強く存

在している。韓国の同姓同本についてのこだわりは、単に民間的習慣として残されているのではなく、法律にも明白に規定されている。韓国の戸籍には「本」という本貫を記入する専用の欄がある。これは本籍ではない。本籍はまた別に記載する欄がある。本貫の確定は、ただの同族の確認や父系血筋確定するだけのものではなく、婚姻関係や養子縁組、財産相続などのことと大いに関係がある。

韓国民法（1960.1.1日施行）第809条1項に、「同姓同本である血族の間では、結婚することができない」と明確に定められている。また、同2項には「男系血族の配偶者、夫の血族及びその他八親等以内の姻戚である者またはこのような姻戚であった者の間では、婚姻をすることができない」とある。第1項の例は省略するが、第2項によって、男性はかつて同姓同本の男性の妻であった女性と結婚してはいけないし、女性も自分と同姓同本の女性の夫であった男性や、前夫と同姓同本の男性及び前夫の母と同姓同本の男性との通婚を禁止することになっている。

いかなる国や民族も近親婚禁忌の規定をもっている。たとえば日本の場合、民法では直系血族および三親等内の傍系血族ならびに直系姻族との婚姻を禁じている。中国でも直系血族と三代以内の傍系血族との結婚を禁じているが、それらに比べると、韓国の規定ははるかに厳しいであることがわかる。

これについては、古代中国の影響が大きかったと思う。新羅第17代王である奈勿尼師今本人が金氏で、母も金姓、また王妃も金姓であることに対して、金富軾は『三国史記・新羅本記第3』で、次のように批判している。「聚妻不聚同姓、以厚別也……若新羅則不止聚同姓而已、兄弟子姑姨従姉妹、皆聘為妻。雖外国各異俗、責之以中国之礼、則大悖矣。」つまり、同姓を娶らずというが、新羅の場合は同姓だけでなく、兄弟の娘や叔母及び従姉妹などを正式に娶って妻としている、各国の

習俗はそれぞれ違うが、中国の礼法には大いに違反していると指摘している。

高麗時代になると、忠烈王が1308年に同姓近親結婚の禁止を命じ、李氏朝鮮時代になると国教を朱子学とし、なんでも中国を模倣し、中国の『大明律』を導入して、同姓結婚者には杖刑を施すことにしている。その後、この規則が歴代を通じてエスカレートされ、本場の中国よりも徹底的になった。こういう現象について古田博司氏は、朝鮮民族は「外国のシステムやイデオロギーを直輸入し、それをさらに純化させ、エスカレートさせる傾向がある。御本家よりも一段と極端に進むのである」と指摘している。

韓国でもう一つ姓・本と関係のあるものに、いわゆる「異姓不養」というのがある。ここで言う養は養子縁組のことであるが、これについても韓国には独特な制度がある。

養子縁組は李朝時代に定着したと言われている。これも中国の儒教の影響を受けて、主に祖先の祭祀と家系の継承を目的としたもので、戸主を相続する養子は養父と同姓同本でなければならないと規定されている。もし養親が入夫婚姻である場合、養母と同姓同本者でなければならない。ということもあって、韓国ではよく兄弟の子を養子にする習慣がある。また特別に、戸主の直系卑属である長男は、本家を相続する場合のほかは、養子となることができない。「これはまさに分家の継承より本家の継承を重視する宗法制度に由来する。」つまり、儒教的思想がいまだ韓国に大きな影響を与えているといわざるをえない。

3. 血縁の歴史—族譜

韓国の氏名の関連資料として欠かせないものが族譜である。族譜はまた「宗譜」、「家譜」、「世譜」とも呼ばれるが、これは一族を網羅した家系表である。中には、父系序列順に、始祖から今までの男性メンバーの名や字、号、諡号、生没年月日、官職経歴、没後墓地及び宗廟の所在地、配偶者の姓や本貫などが記載

されている。韓国人は族譜によって自分の血縁的ルーツと一族の広がりを確認している。尹學準氏はこれを「徹底した男系中心の記録である」と指摘している。

韓国の大部分の人は族譜に載っていて、ちゃんとした族譜がないと、ひと昔前の韓国社会では人間扱いにされなかったと言われている。韓国人は昔から族譜は家族の宝物として、大切に保存しておき、場合によっては命より大事にしていた。よく言われているエピソードに、農家が火事になったとき、農夫が火の中に飛び込み、命をかけて持ち出したのが族譜で、財産は焼いてしまったが、族譜の無事を泣いて喜んだとある。族譜はこれほど大事である。

韓国の族譜も古代中国の影響によりできたものである。韓国の族譜は高麗時代から編纂し始めたといわれるが、現存する族譜形態をもって最初に刊行した族譜は15世紀につくられた「安東権氏成化譜」だといわれている。1565年完成度の高い「文化柳氏嘉靖譜」を刊行してからは、名門氏族はこれを基準に、争って族譜を刊行しはじめ、族譜編纂事業に一段と拍車がかかり、17世紀になると大量に刊行し始めた。今の族譜の大部分はその時につくりはじめたといわれている。韓国の現代国立中央図書館の系譜学資料室には600種の13,000冊の族譜が所蔵されている。

族譜のもう一つの役割は命名にある。韓国で名前をつける時に、よく行列字を使う。行列字とは、世代を表す名前の一字で、一族の徳と学識の兼ねそなわった者が、何年か一度寄り集まって、陰陽五行や字画、字意、字音などによって、決めるものである。一族から分かれた各分家も、この行列字を見れば、何代子孫かがわかる。というのは、同じ世代は同じ行列字を持っているからである。韓国人はほとんどが一字姓二字名なので、姓と行列字をとってしまうと、自分でつけられる名は一字しかなくなる。長く離散した見知らぬ親

族の間柄も行列字によって確定できる場合もある。

しかし、西洋文化の影響や、核家族家庭が進んでいる現在、韓国でも封建的遺物として族譜などから遠ざかる傾向が進んでいる。その一方、族譜は「血筋の記録で、血縁の歴史」であり、「祖先が命かけて守ってきた族譜を誇りをもって守るべき」だと主張する人もいる。

4. 膨大な数と随意性に富む日本人の苗字

中・日・韓三国の中で、姓の数が一段と多いのは日本である。丹羽基二編芳文館出版の『日本苗字大辞典』にはおよそ30万の苗字が収録されている。中には、珍少姓や同じ読みが違う漢字、同じ漢字の異なる読み方のものも含まれているものの、これらを除いても、その多さには中国も韓国も比較にならない。「隣りあった地域でFAMILY NAMEにこれだけのちがいがあっても興味深いことである」(吉田光男)。ここには、それなりの歴史的経緯が存在するはずである。

日本の氏(うじ)・姓(かばね)が今の姓(せい)(苗字、名字)になるまで、いくつの段階を経ている。

大化改新前の日本の古代社会には、すでに氏や姓が存在していた。ただし、この場合、氏は普段でいう氏族社会とも、中国古代でいう氏とも違い、当時の大和朝廷の支配体制に適応して再編成されたものであって、それは主流の直系や傍系の血縁者及び非血縁者を含む擬制的な氏族集団であった。この集団は氏上によって統帥するが、氏上は集団内で権威をもっているだけでなく、朝廷内でも地位や職掌を持っていた。大和朝廷は、支配を強化し、秩序をつけるため、氏の組織を基に、世襲的な職掌の軽重によって臣、連などの姓(かばね)を与えた。これはいわゆる氏姓制度である。古代中国にも「賜姓」というのが

あったが、日本の姓（かばね）制度とは別のものである。

日本全国の人々に一斉に姓を付与されたのは、律令時代の670年に作成された庚午年籍の時である。それまでは大部分の庶民も氏の名も、姓（かばね）も持っておらず、無姓の状態であった。このままでは、戸籍の作成や登録はできないので、身分や階級などに応じてさまざまな姓を与えた。ただし、姓を与えられたのは良民だけで、いわゆる賤民たちはやはり無姓であった。この時期の姓は一字姓を主とする中国や韓国と比べて、単なる多様で複雑だけでなく、姓は天皇からあたえられたこと、姓を良民の標識とされたこと、変更は国家の許可を得ることなどに特徴があった。（前之園亮一）

日本が現在のような苗字を持つようになったのは、明治時代に入ってからである。明治政府は徴税や兵役制度などの必要から、戸籍の整備1872年（明治5年）2月、明治政府が「平民苗字許容・必称義務令」を出し、平民すべてに苗字を名のることを要求し、祖先の苗字が明らかでない者は新たな苗字を設けることを義務として強要した。今度は天皇が姓を与えるのではなく、庶民が自分で作るようになったのである。苗字のない人は慌てて有識者や役所の役人、お寺の住職などに頼んで作ってもらうようになった。苗字のない人があまりにも多いので、新姓を作るのに、思量が足らず、「鰻」や「猪尻」のような苗字を適当に付けたというエピソードも少なくない。ということもあって、姓がやたらに増え、明治初年には10万種ものぼり、平均で300人に一つの姓を持つようになった。（武光誠）これが今の日本が膨大な数量の姓と想像もつかない珍姓がある根本的な原因だと思われる。

（中国・吉林大学東北亜研究院 助教授）

主な参考資料：

『中国人的姓名』

張聯芳主編 中国社会科学院.1992年

『華夏姓名面々觀』

王泉根 広西人民出版社.1988年

『第三世界の姓名』

松本脩ほか 明石書店.1994年

『名前と社会』

上野和男ほか 早稲田大学出版..1999年

『姓氏の歴史と謎』

丹羽基二 南云堂.1987年

『苗字と日本人』

武光誠 文春新書.平成10年

『苗字の歴史』

豊田武 中央公論社.昭和46年

『朝鮮社会の歴史』

朴垠鳳 明石書店.1999年

『家の名族の名人の名』

黒木三郎ほか 三省堂.1988年

『韓国家族法入門』

青木録一ほか 有斐閣.昭和61年

